

○総務省告示第六十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月一日

総務大臣 山本 早苗

表中

2400MHz から 2483.5 MHz まで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
--------------------------	-----------	--------------	---------	-----------

を

2400MHz から 2483.5 MHz まで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
2445MHz から 2455MHz まで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注7 空中線電力は、100W以下に限る。

に

5490MH z から 5690M H z まで	東海総合通信局管内	平成33年 6月30日まで	0.4W以下	注7
	中国総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	0.4W以下	注8
	四国総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	0.4W以下	注9
5650MH z から 5830M H z まで	東北総合通信局管内	平成29年 6月30日まで	1W以下	注10

を

5490MH z から 5690M H z まで	関東総合通信局管内	平成30年 6月30日まで	0.4W以下	注8
	東海総合通信局管内	平成33年 6月30日まで	0.4W以下	注9
	中国総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	0.4W以下	注11
5650MH z から 5755M H z まで	関東総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	1W以下	注12
5650MH z から 5830M H z まで	東北総合通信局管内	平成29年 6月30日まで	1W以下	注13

を

改め、(注10)を(注13)とし、同(注13)の前に次のように加える。

(注12) 東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市菅生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。

表中(注9)を(注11)とし、(注8)を(注10)とし、(注7)を(注9)とし、(注6)の次に次のように加える。

(注7) 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地の区域に限る。

(注8) 東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。